

公益財団法人スペシャルオリンピックス日本

地区連絡協議会運営規程

（目的）

- 第1条 本規程は、理事会規則第8条2項に基づき、公益財団法人スペシャルオリンピックス日本（以下、当法人）の理事会が開催する地区連絡協議会（以下、協議会）に関する必要な事項を定めることを目的とする。

（活動内容）

- 第2条 協議会では、当法人の趣旨目的に賛同し、SO活動の発展に資する活動を行うために以下の情報・意見交換を行う。
- (1) 当法人と地区組織及び地区組織相互の情報交換、連絡調整に関すること
 - (2) 地区組織及びSO関係者に必要な研修（講演含む）等に関すること
 - (3) その他、協議会の目的達成に必要な事項に関すること

（出席者）

- 第3条 協議会には、当法人の認証を受けた地区組織の代表者並びに当法人の役員及び評議員が出席できる。
- 2 各地区組織は、会長又は理事長、理事1名、事務局長及び実務担当者の中から計5名以内を代表者として指定することができる。
 - 3 前項の代表者が協議会に出席できないときは、各地区組織は地区組織関係者の中から代理者を指定することができる。

（開催・運営）

- 第4条 協議会は、原則として年1回、当法人の毎事業年度終了後4か月以内に開催する。
- 2 協議会は当法人の代表理事が招集し、会議の進行は代表理事が指名した者が行う。
 - 3 協議会の開催は原則オンラインの開催とする。但し、対面開催もすることができる。

（経費）

- 第5条 協議会の参加に要する経費は、各地区組織の負担とする。

（庶務）

- 第6条 協議会の開催に関する庶務は当法人事務局において行う。
- 2 協議会の開催に関する記録の作成及び保管は、総務部が行う。

（変更）

- 第7条 本規程の変更は、理事会の議決を経て行う。

附則

1. この規定は、平成24年(2012年)3月13日から施行する。
2. 改正 平成28年(2016年)9月14日
3. 改正 令和7年(2025年)8月6日